

# 消防用設備等の点検・整備は確実に！

消防法では、一定の防火対象物の関係者(所有者、管理者、占有者)に、消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検報告を義務付けています。

点検結果の報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間	防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間		
(1)	イ 劇場等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場	1年に1回		
	□ 公会堂等			□ 一般浴場			
(2)	イ キャバレー等		(10) 停車場等	(12)	イ 工場等	3年に1回	
	□ 遊技場等		(11) 神社・寺院等		□ 映画又はテレビスタジオ		
	ハ 性風俗特殊営業店舗等		(13)		イ 駐車場等		
	ニ カラオケボックス等				□ 航空機格納庫		
(3)	イ 料理店等		(14)		倉庫		
	□ 飲食店等				(15)		事務所等
(4)	百貨店等		(16)				イ 特定複合用途防火対象物
	イ 旅館等				□ 非特定複合用途防火対象物		3年に1回
(5)	□ 共同住宅等	3年に1回	(16の2)		地下街		1年に1回
	(6)	イ 病院等	1年に1回		(16の3)		
□ 自力避難困難者入所福祉施設等		(17)		文化財	3年に1回		
ハ 老人福祉施設、児童養護施設等				(18)		アーケード	
ニ 幼稚園等	(7)	学校	3年に1回				
(8)		図書館等					

■ は特定防火対象物   ■ は非特定防火対象物

# 信頼できる点検事業者選定のポイント

点検の実績

点検に起因する  
不測の事態に対応でき  
る体制の有無

点検業務に係る損  
害賠償責任保険の  
加入の有無



資格者の  
有無

消防用設備等の不  
具合発生等緊急時  
の対応

機器工具の  
保有状況

いいかげんな点検を行う業者を選定しない

粗雑な点検をさせない

悪質な点検事業者をゆるさない

# 表示登録会員 (ラベル会員) による 点検済票 (ラベル) の貼付

点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行の促進等を目的とした**点検済表示制度**は、各都道府県の消防設備協会が全国統一的に推進しています。消防用設備等の機器点検(6月ごと)及び総合点検(1年ごと)が適正に終了したときは、**点検済票(ラベル)**をそれぞれの消防用設備等に貼らせましょう。

点検済証  
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済

点検種別	機器点検
点検事業者	
点検年月日	
次回点検年月	
行番号	
番	

交付団体名

消火器用



点検済票  
(ラベル)

点検済証  
消防用設備等保守業者賠償責任保険加入済

点検種別	機器点検・総合点検
点検事業者	
点検年月日	
次回点検年月	
行番号	
番	

交付団体名

消火器以外の  
消防用設備等用



点検済票  
(ラベル)

消火栓